

美里町

お知らせ

農業振興地域整備計画の全体見直しについて

美里町農業振興地域整備計画見直し期間中の農用地利用計画の変更申出について

美里町農業振興地域整備計画の全体見直しを行います。

美里町では、平成 24 ～ 25 年度中に農業振興地域整備計画の全体見直し作業を行います。今回の変更で、現在 2 つある農業振興地域整備計画(旧小牛田町、旧南郷町)は「美里町農業振興地域整備計画」となります。

農業振興地域整備計画の見直し期間中は随時変更（個別的な農用地区域の除外）及び軽微な変更（個別的な用途変更）を行うことができなくなりますので農用地区域内に住宅建築などをお考えの方は、手続き時期にご注意ください。

受付を中断する期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日まで

見直し完了後の除外及び用途変更申出受付は、平成 25 年 5 月頃と 11 月頃の年 2 回となります。

なお、農用地区域の除外及び個別的な用途変更の予定がある場合、農業振興地域整備計画変更の受付については、次の期間のみとなります。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

○ 受付期間

平成 23 年 8 月 1 日(月)～平成 23 年 8 月 31 日(水)

○ 受付場所

美里町南郷庁舎 産業振興課

○ その他

申出様式は産業振興課(南郷庁舎)の他、美里町 HP からダウンロード出来ます。

○ 提出書類

・ 農用地利用計画変更意見書

農用地区域編入.....[様式第 7 号 1](#)

農用地区域除外.....[様式第 7 号 2](#)

用途区分変更.....[様式第 7 号 3](#)

提出部数は、原本 1 部(但し A3 版用紙に収まらない図面等は 5 部)

農用地区域から除外する場合には、次の要件をすべて満たすことが必要です。

1. 具体的な計画と緊急性があり、他に代わる土地がないこと
2. 農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること
3. 農業経営を営む者に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること
4. 農用地区域内の土地改良施設(用排水路・農道等)の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること
5. 土地改良事業の工事が完了し、完了公告された翌年度から8年を経過した土地であること
6. 建築基準法、農地法など、他の法令の許可見込みがあること

農振除外の審議は、施設の内容・必要性・代替性・周辺農地への影響など様々な要素から協議されます。計画地や用途によっては申出を受付できない場合もあります。

農業振興地域整備計画とは

農業振興地域整備計画とは、優良農地を確保・保全しながら、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定めるものです。

農業振興地域(農振)農用地区域からの除外(農振除外)について

農振農用地区域の土地に住宅・店舗・駐車場などを建築造成する場合は、面積の大小に関わらず農地転用許可申請前に「農用地区域からの除外」が必要となります。

また、農機具倉庫や農業用ハウス、堆肥舎など、農業用施設を建築する場合は、「用途区分の変更」手続きが必要となります。

農振除外の手続きは、農地法や都市計画法など他法令の制限も関係しますので、申出の手続きも複雑です。また添付書類も案件により変わります。